産の譲渡等にかかる消費税及び地方消費税については、軽減税率品目及び経過措置対象案件を除き、新税率10％が適用される予定のところ、改正消費税法が施行された場合の取扱いについては、双方協議の上、適正な消費税額に見直すこととする。

⑺　本調達は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C又はD等級の何れかに格付けされた関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

⑹　入札説明書の交付を受けた者であること。

⑺　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として入札説明書に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　伊藤　深彬　電話03―3580―3311　内線3980　ＦＡＸ03―5501―8097

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。

また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。

⑶　入札書の受領期限　平成31年２月20日午後５時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑷　開札の日時及び場所　平成30年２月25日午後２時00分　外務省入札・開札室

⑸　問い合わせ先　入札手続関係：上記３⑴に同じ。仕様関係：外務省大臣官房会計課管理室　井上　克也　電話03―3580―3311　内線2800　ＦＡＸ03―5501―8103

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

②　入札希望者は、入札書の提出時に、指名停止措置を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetsuya Otsuru, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Gas supply for Ministry of Foreign Affairs, 1 set

⑷　Delivery period : From April 1, 2019 through March 31, 2020

⑸　Delivery place : Ministry of Foreign Affairs.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B, C or D "sell of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018 ; ④have registration of a "Gas Retailer Business" on the Gas Business Act ; ⑤be a person who took a grant of a tender manual ; ⑥be satisfied with the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs and any ministry or agency.

⑻　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. February 20, 2019

⑼　Contact point for the notice : Katsuya Inoue, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 2800

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月19日

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長　木村　秀美

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等件名及び数量　財務省広報誌「ファイナンス」の企画・編集補助、印刷・製本等に関する業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。